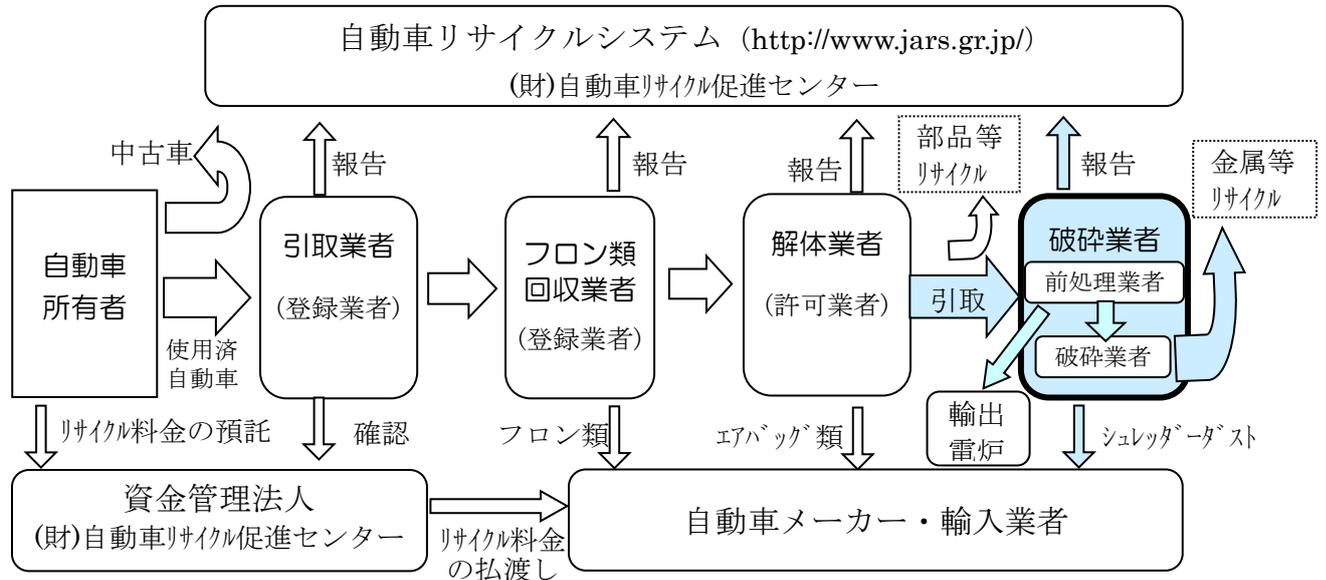


自動車リサイクル法の破砕業者の方へ

1 自動車リサイクル法の基本的流れ



2 自動車の破砕を行うに際して

(1) 破砕業の許可

自動車の破砕業又は破砕前処理業(圧縮・せん断)を行うにはあらかじめ**知事の許可**が必要です。又、施設の種類・規模によっては廃棄物処理法第15条による施設の設置許可が別途必要となります。また、許可の期限は5年ですので、5年ごとに更新手続が必要となります。(法第67条)

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

知事の許可の他に、**自動車リサイクルシステムでの事業者登録**が必要です。

(3) 破砕業者の主な義務

引取 解体業者又は他の破砕前処理業者から解体自動車を引取る義務です。

破砕前処理(圧縮等) 解体自動車を圧縮等する際には必ず**異物の混入をしない**ように行って下さい。圧縮等した解体自動車は破砕業者又は解体自動車全部利用者(電炉会社等及び輸送業者)へ引渡します(全部利用者引渡の場合は引渡証明を5年間保存)。

破砕 解体自動車(又は圧縮等の前処理した解体自動車)を破砕し、有用金属と再資源化が困難な破砕残渣(シュレッダーダスト)とに**分別回収**して下さい。

引渡 シュレッダーダストは自動車メーカー等の指定する指定引取場所へ必ず引渡して下さい。

環境対策・保管 破砕施設や保管場所には必ず**囲いを設け、良好・安全に管理し、粉塵・汚水・廃油等の飛散・流出・地下浸透の防止対策、騒音・振動の防止対策**が必要です。

報告 インターネットにより処理の実績を自動車リサイクルシステムへ必ず報告(**移動報告**)して下さい。

(法第81条、82条)

3 掲示板の設置

事業所には必ず破砕業者であることを示す掲示板を設置して下さい(掲示板の大きさは縦横 60cm以上とし、①氏名又は名称、②許可番号、等を記載して下さい)。(法第65条、72条)

問合せ先 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
審査担当 (自動車リサイクル) Tel 03-5388-3571

解体自動車の破砕基準等について

破砕前処理に関する基準

(法第18条第1項)

破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない

(施行規則第14条)

法第十八条第一項の主務省令で定める基準は、解体自動車に異物を混入しないこととする。

※ 圧縮（プレス）又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設又は電炉・転炉へ投入若しくは金属資源として輸出されたりします。これらの資源回収を阻害しないために、エアバッグ類、バッテリー等の部品が取外されている事、生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入が無い状態にしなければいけません。

破砕に関する基準

解体自動車を破砕する際には、鉄、アルミニウム等の有用金属を分別して回収するとともに、その残渣（シュレッターダスト）に異物の混入が無いように行うことが必要です（法第18条4項、5項及び施行規則第16条）。解体自動車と他の廃棄物等を同じ破砕施設で処理する場合には、それぞれを区分して破砕する運転管理が必要となります。この運転管理の方法は許可申請の際に提出する標準作業書に明記し、実際の作業もその記載に従って行ってください。

廃棄物処理法の適用（環境対策）

使用済自動車、解体自動車、シュレッターダストは廃棄物です。破砕業者が自ら処理する限り廃棄物処理法14条の業の許可は不要（ただし15条の施設許可は必要になる場合があります）ですが、それらの廃棄物の保管、処分、運搬について廃棄物処理基準が適用されます。廃棄物処理基準に基づき、施設の周囲には囲いを設け、また、これらの廃棄物が飛散、流出、汚水等の地下浸透、また、騒音・振動等によって周辺的生活環境の保全上支障が生じないようにする処置が必要です。

シュレッターダストの引渡し

シュレッターダストは、メーカー等の指定する引取基準に適合させた上で、指定取引場所へ引渡す必要があります。詳細は下記のホームページで確認して下さい。

- ARTチーム <http://www.asrrt.jp/index.html>
いすゞ自動車、クライスラー日本、スズキ、日産自動車、日産ディーゼル工業、ピー・エー・ジー・インポート、フォードジャパン、富士重工業、マツダ、三菱自動車工業、三菱ふそうトラック・バス、メルセデス・ベンツ日本の12社の自動車を破砕した際のシュレッターダストについて
- THチーム <http://www.toyotsurecycle.co.jp/ASR/index.asp>
本田技研工業(株)・ダイハツ工業(株)・日野自動車(株)・トヨタ自動車(株)の4社の自動車を破砕した際のシュレッターダストについて
- (財)自動車リサイクル促進センター (JARC) http://www.jarc.or.jp/recycle/recycle_index.html
上記以外の小規模メーカー、輸入業者等による自動車について (ARTチームに委託)